



冬春季各種技能講習等のご案内

(富良野地域人材開発センター会場)



2016.9月号

- ◎申込締切 各講習の開始日1週間前、または定員に達し次第締め切りますのでご了承下さい。
- ◎講習時間 午前8時00分受付開始(開始・終了時間は講習種別により異なります。)
- ◎申込方法 各講習の申込書は当センター窓口にご用意しています。
- ◎必要なもの 申込時に、受講料・印鑑、写真(縦3cm×横2.5cmで日立2枚、コマツ・キャタピラー1枚)本人証明するもの(自動車免許証等)本籍地記載の無いIC免許証は、公的書類(本籍地記載の住民票(3ヶ月以内に取得のもの)か有効期限内のパスポートの写し、または受講する教習機関が発行した技能講習修了証をご用意下さい。
- ◎会場 富良野地域人材開発センター 富良野市西麻町1番1号 TEL22-2619

委託教習機関 正式名称	日立:(株)日立建機教習センター北海道教習所
	コマツ:コマツ教習所(株)北海道センター
	キャタピラー:キャタピラー教習所(株)北海道教習センター

※受講当日及び講習途中よりのキャンセルには、返金出来ませんのでご了承下さい。
 ※各技能講習の試験時間は、学科・実技時間には含んでいません。
 ※著しく定員に満たない場合には、中止する事が有ります。

講習名	講習日	受講料 円 (送料・税込)	受講資格	定員	日数	講習時間 h		委託教習機関
						学科	実技	
車両系建設機械(整地等)運転技能講習 (北労安教第318号)	11/21~22 H29 2/9~10	44,000	1. 大特免許所有者(経験不要) 2. 普通・中型・大型免許を有し、3t未満の小型車両系特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	20	2	9	5	日立
不整地運搬車運転技能講習 (北労安教第324号)	11/24~25 H29 2/15~16	40,000	1. 大特免許所有者 2. 車両系建設機械(整地等)(解体用)運転技能講習修了者 3. 普通・中型・大型免許を有し、小型車両系または小型不整地運搬車のいずれかの特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	20	2	7	4	
伐木(小口径チェーンソー)作業従事者特別教育	H29 1/10~11	17,000	胸高直径70cm未満の伐木、20cm未満のかかり木の処理等の作業に従事される方(ただし、満18歳以上の方)	20	2	7	6	
振動工具の取扱業務安全教育 (チェーンソーを除く)	H29.1/12	10,000	削岩機、ピックハンマー、コンクリートブレーカ、ランマー、カッター等の取扱作業に従事される方(ただし、満18歳以上の方)	20	1	4	—	
刈払い機取扱従事者安全衛生教育	H29.1/13	11,000	刈払機取扱作業に従事される方(ただし、満18歳以上の方)	20	1	5	1	
職長・安全衛生責任者教育	H29 1/16~17	20,000	建設業において新たに職務につく職長等になった方 安全衛生責任者	20	2	14	—	
車両系建設機械安全衛生教育	H29.1/18	11,000	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了後5年経過者	20	1	6	—	
玉掛け安全衛生教育	H29.1/19	11,000	玉掛け技能講習修了後5年経過者	20	1	5	—	
小型車両系(整地等)建設機械特別教育	H29 1/30~31	17,000	機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作に従事される方(ただし、満18歳以上の方) ※労働安全衛生法により、作業に従事される場合は必要	20	2	7	6	
高所作業車運転技能講習 (北労安教第347号)	H29 2/1~2	40,000	1. 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 2. 移動式クレーン運転士免許所有者	10	2	6	6	
		42,000	1. 普通・中型・大型・大特(限定無し)免許所有者 2. 車両系(整地等)(解体用)(基礎)・不整地・フォークリフト・ショベルローダー等のいずれかの運転技能講習修了者 3. 建設機械施工技士第1~6種取得者			8	6	
アーク溶接特別教育	H29 2/6~8	22,000	手溶接・半自動溶接・ティグ・ミグ等のアーク溶接等の作業につく方(ただし、満18歳以上の方)	20	3	11	10	
車両系建設機械(解体用)運転技能講習 (北労安教第320号)	H29.2/13	25,000	車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 ※受講人数により、実技が2日目になる場合があります。	10	1	3	2	
ガス溶接技能講習 (北労安教第355号)	H29 2/20~21	16,000	受講資格制限なし(ただし、満18歳以上の方)	10	2	8	5	
玉掛け技能講習 (北労安教第321号)	H29 3/1~3	24,000	クレーン関係の運転士免許所有者又は技能講習修了者	10	3	9	6	
		28,000	15Hに該当しない方(ただし、満18歳以上の方)			12	7	
小型移動式クレーン運転技能講習 (北労安教第322号)	H29 3/6~8	44,000	1. クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士免許所有者 2. 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者	10	3	10	6	
		50,000	16Hに該当しない方(ただし、満18歳以上の方)			13	7	
フォークリフト運転技能講習 (北労安教第325号)	H29 3/13~14	21,000	1. 大特(限定無し)免許所有者 2. 普通・中型・大型・大特(限定付)の免許を有し、1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	10	2	7	4	
	H29 3/13~16	52,000	普通・中型・大型・大特(限定付)免許所有者			4	7	24
小型車両系(整地等)建設機械特別教育	12/1~2	16,000	機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作に従事される方 ※労働安全衛生法により、作業に従事される場合は必要	20	2	7	6	コマツ
車両系建設機械(整地等)運転技能講習 (北労安教第150号)	12/5~6	44,000	1. 大特免許所有者(経験不要) 2. 普通・中型・大型免許を有し、3t未満の小型車両系特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	10	2	9	5	
玉掛け技能講習 (北労安教第294号)	12/7~9	24,000	1. 移動式クレーン、クレーン、デリック、揚貨装置の運転士免許所有者 2. 小型移動式クレーン又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	10	3	9	6	
	H29 4/5~7	28,000	16H・15Hいずれにも該当しない方			12	7	

講習名	講習日	受講料 円 (税込)	受講資格	定員	日数	講習時間 h		委託教習機関
						学科	実技	
小型移動式クレーン運転技能講習 (北労安教第 248 号)	12/12~14	45,000	1. クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士免許所有者 2. 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者	10	3	10	6	コマツ
	H29 4/10~12	50,000	16Hに該当しない方			13	7	
伐木(小口径チェーンソー)作業従事者特別教育	12/19~20	15,000	満 18 歳以上の方で胸高直径 70 cm未満の伐木、20 cm未満のかかり木の処理等の作業に従事される方	20	2	7	6	
刈払い機取扱従事者安全衛生教育	12/21 H29. 4/24	11,000	満 18 歳以上の方で刈払機取扱作業に従事される方	20	1	5	1	
フォークリフト運転技能講習 (北労安教第 151 号)	H29 1/23~24 4/17~18	23,000	1. 大特(限定無し)免許所有者 2. 普通・中型・大型・大特(限定付)免許を有し、1t 未満のフォークリフトの特別教育修了後、3 ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	10	2	7	4	
	H29 1/23・25~27 4/17・19~21	52,000	普通・中型・大型・大特(限定付)免許所有者	10	4	7	24	
車両系建設機械安全衛生教育	H29. 2/1	11,000	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了後 5 年経過者	20	1	6	—	
フォークリフト安全衛生教育	H29. 2/2	11,000	フォークリフト運転技能講習修了後 5 年経過者	20	1	6	—	
玉掛け安全衛生教育	H29. 2/3	11,000	玉掛け技能講習修了後 5 年経過者	20	1	5	—	
クレーン運転特別教育	H29 3/9~10	17,000	吊上げ荷重が 5t 未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転作業に就く事が出来ます	10	2	9	4	
フォークリフト運転技能講習 (北労安教第 400 号)	H29 2/13~14	21,000	大特免許所有者(カタピラ限定除く)	10	2	7	4	
	H29 2/13~16	49,000	普通・中型・大型免許所有者			4	24	
◆◆◆◆「足場の組立等作業従事者特別教育」の受講お急ぎください!◆◆◆◆								
H29. 6. 30 まで猶予がありますが、それ以降は特別教育修了者でなければ作業に従事できなくなりますので、ご注意ください。 尚、次回の開催は未定です。お早目にお申し込みください。								
足場の組立等作業従事者特別教育(6H)	H29. 2/21	10,000	満 21 歳以上、足場組立等作業未経験者	10	1	6	—	キャタピラー
足場の組立等作業従事者特別教育(3H)	H29. 2/22	8,000	満 21 歳以上、平成 27 年 7 月 1 日時点、現に足場組立等作業経験者 ※事業者経験証明必要	10	1	3	—	
足場組立等作業主任者講習 (北労安教第 451 号)	H29 2/23~24	16,000	1. 満 21 歳以上で、足場の組立、解体、変更作業 3 年以上経験者(注 事業者経験証明必要) 2. 大学、高専、高校の土木、建築、又は造船学科卒業で、その後 2 年以上経験者(注 卒業証明又は卒業証書の写しを添付)	10	2	13	—	
小型車両系(整地等)建設機械特別教育	H29 2/27~28	15,000	機体質量 3t 未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作に従事される方 ※労働安全衛生法により、作業に従事される場合は必要	10	2	7	6	
型枠支保工の組立等作業主任者 (北労安教第 450 号)	H29 3/7~8	16,000	1. 満 21 歳以上で、型枠支保工の組立、解体作業 3 年以上経験者(注 事業者経験証明必要) 2. 大学、高専、高校の土木、建築学科卒業で、その後 2 年以上経験者(注 卒業証明又は卒業証書の写しを添付)	10	2	13	—	
フォークリフト安全衛生教育	H29. 3/21	10,000	フォークリフト運転技能講習修了後 5 年経過者	20	1	6	—	
玉掛け技能講習 (北労安教第 405 号)	H29 3/22~24	23,000	1. クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許所有者 2. 小型移動式クレーン又は玉掛のいずれか技能講習修了者	10	2.5	9	6	
		28,000	未経験者			3	7	
小型移動式クレーン運転技能講習 (北労安教第 398 号)	H29 3/28~30	44,000	1. クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許所有者 2. 玉掛けまたは床上操作式クレーン技能講習修了者	10	2.5	10	6	
		50,000	未経験者			3	7	

ご確認ください!!



安全衛生教育(再教育)は、技能講習(玉掛け、車両系等の技能講習)修了後、**5年毎**に受講しなければ、作業に従事することができません。現在、所有している免許の作業に従事されている方は、再度、講習修了日を確認し、該当する場合は安全衛生教育の受講をお勧めします。
 この他、刈払い機等の安全教育や小型車両系等の特別教育も、作業に従事する場合は必要となりますので、ご確認ください。
 国が定める労働安全衛生法を遵守し、安全作業、事故防止に努めましょう。



建設労働者確保育成助成金を申請する場合のご注意

「建設労働者確保育成助成金」の申請は、講習が実施される日の原則 1 ヶ月前までに、計画届等必要書類一式を北海道労働局に提出することが義務付けられています。手続きに間に合うよう、余裕をもってお申込みください。尚、関係書類等については、各教習機関での対応となります。